西村あさひ法律事務所

タイ:建設工事請負業者に対する迅速な支払確保に向けた法改正の最新動向

建設 / インフラニューズレター

2022年11月14日

執筆者:

E-mail 字野 伸太郎

E-mail Derek Tay

E-mail ☑ 村田 智美

E-mail Jirapong Sriwat E-mail 井浪 敏史

*本ニューズレターは、2022年11月9日時点における情報に基づいています。

1. はじめに

タイにおいて、主として建設紛争の法定裁定手続について定めた、建設工事契約 ¹における支払いに関する紛争の解決に関する法律の草案(draft Act on Settlement of Disputes regarding Payment in Construction Contracts)²(以下、「本草案」といいます。)がタイ仲裁センター(Thailand Arbitration Center)により起草され、タイ法務省における審議のために提出されました ³。建設工事契約に関する法定裁定制度は、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、シンガポール、及びアイルランド等にも存在します。本草案が正式に法律として制定された場合には、大陸法系の国では最初の建設工事契約に関する法定裁定制度となると思われます。

本ニューズレターでは、本草案の概要について、今後のニューズレターでは、本草案の審理の進捗に応じて、他国の制度との類似点及び相違点について取り上げる予定です。

2. 本草案の要点

本草案で提案されている法定裁定制度は、他国の法定裁定制度と同様に、請負業者(下請業者を含みます。)による工事代金の支払受領が遅れ、資金繰りに苦慮するという、建設業界における長年の問題に対処することを目的としています。このような問題に対処するため、本草案は、(i)「pay when paid」及び「pay if paid」条項の無効化、(ii)当事者間の支払いに関する紛争の早期解決、並びに(iii)裁定人による決定への法的効力の付与について定めています。

(1) 「pay when paid」及び「pay if paid」条項の無効化

一般的に、「pay when paid」とは、元請業者の下請業者に対する支払時期を、元請業者が発注者から支払いを受けた後とする 条項を指し、「pay if paid」とは、元請業者の下請業者に対する支払義務を、元請業者が発注者から支払いを受けたことを条件と する条項を指します。

本草案第 5 条によれば、本草案は、書面による建設工事契約で、その準拠法がタイ法であるか否かを問わず、当該契約に基づく 履行の一部又は全部がタイ国内で行われるものに適用されます。

² 本ニューズレターにおいて非タイ法弁護士が確認した本草案の英訳は、**公式のものではありません**。

³ 現在、タイ法務省により本草案の全体的な検討が行われています。また、タイ法務省は、本草案のさらなる調整及び修正のために、タイ国家機関に対し法的助言を提供する政府当局である Office of the Council of State of Thailand に、本草案を回付することを予定しています。

NISHIMURA & ASAHI

本草案第8条は、「pay when paid」及び「pay if paid」条項が広く無効であることを定めています。これは契約自由の原則に優先する強行法規となります。下請契約に「pay when paid」及び「pay if paid」条項が含まれると、下請業者が実施した工事に対する支払いの受領時期が先延ばしとなったり、又は元請業者が発注者から支払いを受けない限りそもそも下請業者が工事代金を受領する権利が発生しないことになります。その結果、下請業者は元請業者がいつ支払いを受領するか分からず、発注者から元請業者の支払時期が遅れれば、下請業者にキャッシュフローの問題が生じることになります。「pay when paid」及び「pay if paid」条項の無効化は、下請業者への支払いが発注者から元請業者への支払いに左右されないようにして、下請業者が早期に支払いを受けられるようにするものです。

本草案第8条が施行された場合には、「pay when paid」及び「pay if paid」条項が無効とされるため、下請契約の見直しが必要になることが想定されます。

(2) 当事者間の支払いに関する紛争の早期解決

本草案のもう1つの重要な内容は、建設契約の支払いに関する紛争の早期解決手続です。債務者が支払要求に従って支払いを行わなかった場合には、債権者は、タイ仲裁センター等の所定の機関において裁定手続を開始することができ、その場合には裁定人が選任され、当該紛争についての決定を下します。この裁定手続は、極めて短期間に建設契約の支払いに関する紛争を解決するものです。

まず、被申立人は、申立書を受領してから7日以内に反論書面を提出しなければなりません。

裁定人も極めて短期間のうちに決定を下すことが求められています。裁定人による決定の時期については 2 つの場合に分けて 定められています。

- ① 被申立人が申立人の工事金額の支払請求を争わない場合 裁定人は、裁定手続の開始日(申立人が申立書を提出した日)から7日以内に決定を行わなければなりません。
- ② 被申立人が申立人の工事金額の支払請求を争う場合 裁定人は、裁定手続の開始日から 14 日以内に決定を行うものとされています。なお、紛争の両当事者が合意した場合には 期限の延長が認められます。

当事者間の支払いに係る紛争の早期解決は、建設業界におけるキャッシュフローの重要性を踏まえたものであり、多くの建設 工事契約に関する法定裁定制度に共通する基本的な特徴となっています。タイ仲裁センターが実施した本草案についてのパブ リック・ヒアリングにおいて、被申立人による反論書面の準備期間が非常に短いことについて一部参加者から懸念の声が挙げら れました。もっとも、既に施行されている他国の法定裁定制度においても被申立人からの異議を伴う答弁に短い期限が設定され ることは珍しいものではありません。

(3) 裁定人による決定の法的効力

裁定人による決定は、当事者及び保証人に法的拘束力及び執行力を有するとされています。決定で定められた期限までに支払いが行われない場合、申立人は、債務名義に基づく強制執行と同様の方法で、債務者の財産に対し決定に基づく強制執行を行う権利を得られるようになります。このように裁定人による決定が執行力を有する点は、FIDIC 契約等で見られるような、契約に基づく紛争裁定制度(Dispute Adjudication Board)の決定の効力との重要な違いと言えます。

3. まとめ

上記のとおり、本草案が正式に法律として制定された場合には、タイにおける建設工事契約の実務に多大な影響が生じることが見込まれます。今後の動向を注視し、重要なアップデートがあれば速やかに情報発信させていただく予定です。

NISHIMURA & ASAHI

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは<u>こちら</u>に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail ☑